

平成26年度第1回鎌倉市子ども・子育て会議 議事録（案）

日時： 平成26年6月17日（火）  
9時30分～11時30分

場所： 鎌倉市役所本庁舎402会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 事務局自己紹介
- 4 鎌倉市子ども・子育て会議について
- 5 きらきらプランについて
- 6 子ども・子育て支援新制度について
- 7 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項と量の見込みについて
- 8 条例の制定について
- 9 その他

〈会議委員〉

氏名	選出団体等	役職等	出欠
秋山 定明	鎌倉市立中学校校長会	深沢中学校校長	出席
石井 秀卓	鎌倉私立幼稚園教会	振興部長	欠席
石戸 ナナ子	認定こども園鎌倉みどり学園	学園長	出席
岡崎 俊博	三浦半島地域連合	執行委員長	欠席
金川 剛文	鎌倉市社会福祉協議会	常務理事	欠席
菊池 順子	鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	出席
久保田 薫子	鎌倉PTA連絡協議会	副会長	出席
阪口 泉	かまくら子育て支援グループ懇談会	代表	出席
佐藤 まゆ子	鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	役員	出席
重松 美智子	鎌倉保健福祉事務所	保健福祉課長	出席
下山 浩子	鎌倉市青少年指導員連絡協議会	副会長	出席
新保 幸男	学識経験者	神奈川県立保健福祉大学教授	出席
寺沢 桜	市民公募委員	-	欠席
富田 英雄	鎌倉市保育会	会長	出席
林 みさき	鎌倉市子どもの家保護者連絡協議会	-	出席
福田 弘美	まんまる保育室	室長	出席
藤井 博子	かまくら福祉・教育ネット	-	出席
堀田 絵里	市民公募委員	-	欠席
松尾 里奈	鎌倉市保育園保護者連絡会	副会長	出席
松原 康雄	学識経験者	明治学院大学教授	出席
三島 久司	鎌倉市立小学校校長会	今泉小学校校長	出席

## 次第1 開会

### ○松原会長

定刻になりましたので、平成26年度第1回鎌倉市子ども・子育て会議を開始します。  
委員の皆様には、お忙しい中、ご出席を頂きまして、ありがとうございます。  
それでは、本日の次第に沿って進めていきます。  
まず、次第2の委員紹介、併せて本日の委員の御出欠につきまして事務局よりお願いいたします。

## 次第2 委員紹介

### ○事務局

子ども・子育て支援新制度担当担当課長の西山でございます。

それでは、委員の皆様を紹介させていただきます。

平成26年度の会議に当たり、委員の交代がございました。新たに委員になられた皆様方には、本日、委嘱状をお手元にお配りしております。お名前をご確認いただき、お納めくださいますようお願いいたします。

委員の交代に伴いまして、あらためて委員の皆様を紹介させていただきます。お手元に資料2「子ども・子育て会議委員名簿」をお配りしてございます。

なお、今年度新たに委員になられた皆様につきましては、資料2の名簿のお名前の前に「新」と記載をさせていただいております。

それでは、名簿順にご紹介をさせていただきます。

鎌倉市立中学校長会 鎌倉市立深沢中学校校長の 秋山定明様。

鎌倉私立幼稚園協会 振興部長の 石井秀卓様。石井様には本日ご欠席のご連絡をいただいております。

認定こども園鎌倉みどり学園 学園長の 石戸ナナ子様。

三浦半島地域連合 執行委員長の 岡崎俊博様。岡崎様には、本日ご欠席のご連絡をいただいております。

鎌倉市社会福祉協議会 常務理事の 金川剛文様。金川様には、本日ご欠席のご連絡をいただいております。

鎌倉市民生委員児童委員協議会 主任児童委員の 菊池順子様。

鎌倉市PTA連絡協議会 副会長の 久保田薫子様。

かまくら子育て支援グループ懇談会 代表の 阪口泉様。

鎌倉私立幼稚園父母の会連合会 役員の 佐藤まゆ子様。

鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課長 重松美智子様。

鎌倉市青少年指導員連絡協議会 会長の 下山浩子様。

神奈川県立保健福祉大学教授の 新保幸男様。新保様には、本会議の副会長をお願いしてございます。

市民公募委員の 寺沢桜様。寺沢様には、本日ご欠席の連絡をいただいております。

鎌倉市保育会 会長 富田英雄様

鎌倉市子どもの家保護者連絡協議会の 林みさき様。

まんまる保育室 室長の 福田弘美様。

かまくら福祉・教育ネットの 藤井博子様。

市民公募委員の 堀田絵里様。堀田様には、本日ご欠席のご連絡をいただいております。

鎌倉市保育園保護者連絡会 副会長の 松尾里奈様。

明治学院大学教授の 松原康雄様。松原様には、本会の会長をお願いしております。

鎌倉市立小学校長会 鎌倉市立今泉小学校校長の 三島久司様。

なお、本日は、先ほどご紹介いたしましたように、石井委員、岡崎委員、金川委員、寺沢委員、堀田委員、5名の委員から、ご欠席のご連絡をいただいております。

本日、全委員21名中16名の御出席をいただいております、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

また、鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第6条に規定する幹事として、関係各課の課長等が出席しております。なお、各幹事の紹介は省略させていただきます。

#### ○松原会長

それでは、議事次第の3番目の「事務局自己紹介」をお願いします。

### 次第3 事務局自己紹介

#### ○事務局

それでは次第3としまして、事務局から自己紹介いたします。

なお、昨年度の事務局につきましては、こどもみらい課が務めておりましたが、平成26年度は、今年度新たに設置された子ども・子育て支援新制度担当と、こどもみらい課及び保育課の3課で務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

～事務局自己紹介～

#### ○松原会長

本日は傍聴の方が9名いらっしゃいます。それでは、資料の確認について、事務局お願いします。

#### ○事務局

資料の送付が遅くなり、申し訳ございませんでした。

資料につきましては、6月11日付けで事前送付させていただいた分と、本日配付させていただいたものがございます。

本日お配りさせていただいた次第に、資料を記載しておりますが、事前に送付させていただいた資料は、資料1から12まで、

本日お配りした資料は、資料10-2、資料10-3になります。

またその他、既にお配りさせていただいております「鎌倉市次世代育成きらきらプラン（後期計画）」を含め、資料について、お持ちでない方がいらっしゃいましたらお知らせください。

また、次第が進む中で不足する資料等がありましたらお伝えください。

○松原会長

資料の不足はありませんでしょうか。それでは、議事次第の4番目の「鎌倉市子ども・子育て会議について」、事務局から説明をお願いします。

#### 次第4 鎌倉市子ども・子育て会議について

○事務局

それでは、今年度初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、鎌倉市子ども・子育て会議について説明させていただきます。

資料の1をご覧ください。鎌倉市子ども・子育て会議条例です。

第1条に記載のとおり、この会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するため、昨年8月から設置しているものです。

会議では、子ども・子育て支援新制度に係る計画策定、教育・保育施設などの利用定員設定や保護者負担の在り方など新制度の仕組みづくり、

また、次世代育成きらきらプランの進行管理などを行いますが、その際に委員の皆様からご意見をいただいたり、審議していただいたりします。

次世代育成きらきらプランや、子ども・子育て支援新制度については、後ほど次第の5、6でご説明させていただきます。

会議委員については、第2条のとおり、22人以内をもって組織することとしています。名簿は資料2のとおりで、委員には、子ども・子育てに関わる、幅広い関係者の方を委嘱させていただいております。

委員の方の委嘱期間は、昨年8月から今年度末、平成27年3月末までとなりますが、先ほど少しご紹介させていただきました、委員選出団体内での異動等により今年度から新たに委員になられた方につきましても、委嘱期間は前任者の残任期間となるため、今年度末の平成27年3月末までが委嘱期間となります。

以上です。

○松原会長

特に質問はございませんか。それでは、議事次第5番目の「きらきらプランについて」事務局から説明をお願いします。

#### 次第5 きらきらプランについて

○事務局

先ほど、次第4で少し触れさせていただきましたが、鎌倉市子ども・子育て会議の所掌事務のひとつに、次世代育成きらきらプランの進行管理がございます。

お手元の資料3、「鎌倉市次世代育成きらきらプランについて」をご覧ください。

「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」は、「1 計画の趣旨」に記載しておりますように、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体が、次世代育成支援対策の実施に関する総合的な行動計画策定が義務付けられたことを受けて策定したのになります。

本市では、このプラン策定以降、「子どもが健やかに育つまち、子育ての喜びが実感できるまち、子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念として子育て支援を推進してまいりました。

計画の期間については、「3 計画の期間」にも記載していますが、次世代育成支援対策推進法により、5年を1期とすることとされています。

平成17年度から平成21年度までの5年間の計画を前期計画、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画を後期計画としており、今年度が後期計画最後の年となっています。

また、次世代育成支援対策推進法では、毎年、行動計画の推進状況を公表することを義務付けています。この規定に基づき、本市では、「鎌倉きらきら白書」として、毎年、年次報告書を作成しています。今年度につきましても、8月頃に、後期計画策定後4回目の報告書として、平成25年度分の推進状況をまとめ、公表する予定で、次回の会議で内容をお諮りさせていただきたいと考えています。

最後に、「4 計画の今後」の部分になりますが、平成26年4月、次世代育成支援対策推進法の10年間の延長等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立しました。これを受け、新たな行動計画策定指針が定められることになりますが、子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務化されたことに伴い、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定については任意化されています。また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画と子ども・子育て支援法に基づく計画の双方を作成する場合には、一体のものとして作成することが可能とされていることから、本市におきましては、現在のきらきらプランも踏まえながら、子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画を仮称となりますが、「鎌倉市子ども・子育て支援事業計画」としまして、策定して参りたいと考えております。以上で、説明を終わります。

#### ○松原会長

ありがとうございました。

ちょうど今年が次世代育成支援行動計画の最後の年になりまして、この会議でこの評価も行っていくということです。もう一点は、10年間延長となりましたが、このことについて、今回のこの子ども・子育て支援事業計画にこの次世代育成きらきらプランを踏まえながら統合をしていくという二点、事務局から説明がありました。

確認ですが、『きらきらプラン』の方は少し子どもの年齢の幅が広いですが、今度鎌倉市が作る『子ども・子育て支援事業計画』のところでは、その年齢の扱いはどうされますか。学童保育は6年生までというのが計画のなかに見込まれるということになりますが、中学生はほとんど入っていません。きらきらプランはそのようなところも組み込みましたが、この辺りはどうされますか。

#### ○事務局

基本的には『次世代育成きらきらプラン』に掲載されている事業は引き続き掲載することを考えております。また、例えば量の見込みを算出する「養育支援訪問事業」につきまして

は、対象が18歳までとなっております。基本的には低い年齢のお子さんを対象にするものですが、柔軟に対応していく形になるかと思えます。

#### ○松原会長

ありがとうございました。他にご質問は。

それでは、引き続き、議事次第6番目の「子ども・子育て支援新制度について」事務局から説明をお願いします。

### 次第6 子ども・子育て支援新制度について

#### ○事務局

それでは資料4-1をご覧ください。

一番上の「子ども・子育て支援新制度とは」の部分になりますが、平成24年8月、「子ども・子育て関連3法」が成立し、公布され、この3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を高めていく「子ども・子育て支援新制度」が、早ければ平成27年度から本格的にスタートすることになりました。

鎌倉市においても、市民の子育ての状況やニーズを把握し、それに基づいた「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定の準備を進めているところです。

この新制度の特徴は、3点挙げられます。

まず資料4-1、1ページ、「新制度のポイント」の「施設型給付と地域型保育給付」の部分になりますが、これまで、幼稚園や保育所などに対しては、私学助成や運営費など、公的な財政支援が個別に行われてきましたが、新制度では「施設型給付」が創設され、認定こども園、幼稚園、保育所への支援が一本化されることとなります。

また、新たに、6人以上19人以下の子どもを保育する「小規模保育」、現在鎌倉市でも実施している「家庭的保育」、従業員のほかに地域の方の子どもも対象とする「事業所内保育」、そしていわゆる「居宅訪問型保育」の4つの事業が公的な財政支援の対象となり、「地域型保育給付」制度が創設されます。

特徴の2つ目としましては、下に目を移していただき「2 新たな認定こども園」の部分になりますが、幼稚園と保育園からなる幼保連携型認定こども園については、児童福祉法による保育園の認可、学校教育法による幼稚園の認可、認定こども園法による認定など、さまざまな手続きが必要でしたが、新制度では、認定こども園法による認可、指導監督等が一本化されることとなります。また、財政支援についても一本化し、設置の促進を図ることとされています。なお、国では既存の幼稚園や保育園が新たな幼保連携型認定こども園に移行するよう進めていますが、この移行は義務ではなく、それぞれの施設の判断によって移行するかどうかを決めることができます。

3つ目ですが、「3 子ども・子育て支援の拡充」の部分になりますが、消費税率引き上げにより生じる財源を活用し、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ります。保育を必要とする子どものいる家庭だけでなく、すべての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業などを「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけ、計画的な拡充を図ることにな

ります。2ページをご覧ください。「4 新制度における 給付・事業」部分は、先ほどご説明した事業等をまとめた一覧になります。

次に下に目を移していただき、「施設や事業者が新制度における給付対象となるための手続き」をご覧ください。新制度では、施設や事業者が施設型給付や地域型保育給付の対象となるためには、児童福祉法等による「認可」と子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要があります。なおこのうち、地域型保育事業については、認可についても市が条例を定め、また、適切な事業者かどうかの確認についても、市が実施することになっています。

3ページに移りますが、施設や事業者は、認可と確認を受け「特定教育・保育施設設置者」、「特定地域型保育事業者」になると、様々な責務を負うこととなります。なお、これらの確認等も市が行うこととなります。

下の方に目を移していただき「施設型給付」と「地域型保育給付」の基本的な仕組みの部分ですが、先ほどご説明した認可と確認を受けた「特定教育・保育施設設置者」、「特定地域型保育事業者」に対し、市は給付費を支払いますが、その額は、「国が定める公定価格」から「市町村が定める利用者負担額」を引いた額となります。

資料の3ページの下から4ページにかけての部分、制度の利用方法ですが、保護者は、まず、市に対して「教育や保育の必要性」、「保育が必要な場合の必要量」などの認定の申請を行い、市は申請に基づき、資格の有無の認定を行い、認定証を交付します。

おめくりいただき4ページの(2)の部分ですが、認定を受けた保護者は、支給認定された教育・保育の必要性に応じて、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育など、ニーズにあった施設や事業を選択することとなります。次に(3)の部分ですが、実際の利用にあたっては、教育のみを必要とする方は、幼稚園や認定こども園に、直接申し込みを、保育を必要とする方は、原則、市町村に申し込みを行い、サービスの提供を受け、その下の(4)の部分になりますが、市は給付費を施設に支払うこととなります。

なお、認定申請・認定証交付の手続きは、利用者の負担を軽減するため、施設を通じて行える方式、例えば、幼稚園や認定こども園を利用する場合、利用者はこれまでと同じように施設に直接利用の申し込みを行い、施設がまとめて市に認定の申請を行う方法、などが現在国で検討されています。

最後に下に目を移していただき、利用者負担については、保護者の所得に応じた負担を基本とした仕組みとなり、国が定める水準を踏まえ、市町村が設定する利用料を支払うこととなります。

以上で説明を終わります。

○松原会長

子ども・子育て支援新制度の説明でしたが、いかがでしょうか。

○福田委員

「子ども・子育て会議」をしていることを全く知らない、新制度が始まることすら知らない保護者があまりにも多い現実があると感じています。先日私の保育所に集まった保護者に聞いたところ、20名のうち19名が全く聞いたことも見たこともないという状態でした。保

育課や新制度担当の方に問い合わせたのですが、夏頃の「広報かまくら」で特集号を組んで周知するというふうに伺いました。周知が遅いかなあと感じていますし、周知に関してどの様に動いていくのかなという疑問があります。横浜市のほうでは幼稚園等の保護者に直接手渡す形でパンフレットを配っていることがあるそうで、資料としていただいていたのですが、鎌倉市も、もう少し積極的に知らせていかないと、秋・冬に向けてびっくりする保護者が増えるのではないかなというふうに感じています。いかがでしょうか。

○松原会長

広報について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

市民の皆様への周知の件でございますけれども、横浜市さんとかに比べますと遅れているというところは、おっしゃる通りありまして、今ご指摘がありましたように、今後「広報かまくら」で特集を組んでお知らせしていくのと、8月を予定しているのですが、各地域で説明会を開催させていただいて、皆さまと意見交換をさせていただくということを予定しておりますので、そのような機会を通じまして、周知に努めていきたいと考えております。

○松原会長

保護者として気になるのは、今までどおり幼稚園・保育園にそのまま通い続けられるのかということと、費用負担がどうなるのか。ただし、具体的な保育料の負担というのはもう少し時間がかかると思いますので、たとえば、現行の制度に残る選択も事業者のなかにはありますから、現行のままの幼稚園に通ったら授業料はどうなるのだろうかとか、それが認定こども園に移行していったらどうなるのだろうかとか。どういう仕組みで利用料が決定されていきますよということは気にはなりますのでそこを十分伝わるようにしていただきたい。

本当は就学前の子供たちについて、一本の給付制度として簡単になるはずだったのが、そうではなく複雑になってしまっている。新制度の中身についてご質問はありますか。

○阪口委員

昨日子育て支援グループ懇談会の定例会がございまして、その定例会でこども相談課の方から所在不明の子どもを確認したいので、ぜひ名簿を提出していただけないかというような依頼が来ました。これは、小学校入学までの子どもで幼稚園や保育園に入っていないお子さんの所在を確認したいというものでした。私たちのグループには自主保育の団体がたくさん加入しております。「なかよし会」、「やんちゃお」その他、100名近くの子どもたちが利用していると考えています。ということは、鎌倉には100名近くの自主保育の子どもがいるのにカウントされていないということなのかと。幼稚園・保育園・認定こども園に行っていない子どもは新制度でどうなるのだろうかというような疑問の声が湧きました。鎌倉は自主保育の発祥の地と言われておりまして、全国から見学者が訪れているのですが、市の方では、自主保育がどのような状態になっているかということを見に来ていただくということもとても少ないと聞いております。新制度において、自主保育というくくりをちょっと考えていただけないかなというような声が出ました。新制度では自主保育は小規模なのか家庭的保育なの

か等、どういう事業に当てはまるのか疑問が上がっております。カウントできない子どももいるということも考えていただきたいというふうに思います。

○松原会長

自主保育について鎌倉市としてどう考えていらっしゃるのか。

○事務局

国で所在不明の児童に関する全国規模の調査がありました。この調査は、市が行政サービスを行う上で手紙を送っても行先が不明で戻ってきたようなケースがないかどうか、そういった視点で調査をしております。鎌倉市では、調査をもう一步進めて保育園・幼稚園等に通っていない自主保育に参加している児童の名簿を頂戴して、その名簿から所在の確認をしようということで、お願いしたところです。

なかなか、保育園ですとか幼稚園ですとかに通っていらっしゃる方については行政の方でいろいろサービスを提供しているのですけれども、今後、その辺りの行政サービスを受けていらっしゃる自主保育の方についても、何かしらの援助なりは考えていかなければいけないなあとは考えています。

○松原会長

調査の事情はそういったことだったのですね。

後半の方についてはいかがでしょう。

○事務局

自主保育につきましては、新制度における給付事業の対象としては組み込まれてはおりませんが、これまで鎌倉市で推進してまいりました『次世代育成きらきらプラン』のなかでは1事業として位置付けて、連携を取らせていただいているところです。今後、新しい計画ができる中でも、『きらきらプラン』の内容を踏まえて、策定して参りたいということをお伝えしたところですが、自主保育につきましても、引き続き、市における大事な事業として位置付けて、連携を取りながら推進して参りたいと考えますので、よろしくお願いたします。

○阪口委員

ありがとうございました。

わたしの子どもが小さい頃は、幼稚園に入っていない子もクレヨンをもらいました。ところが、それがいつの間にかなくなっているということで、幼稚園・保育園に通っている子どもに比べて、自主保育や家庭で保育されている子どもは何の支援も受けていないということが実情です。会議をする場所すら最近はなくなっていまして、江の島の女性センター閉館前にはそこで会議をして託児をしてもらっていたのが、その場所を今探している所ですので、ぜひ前向きに予算を付けていただけるようお願いいたします。

○松原会長

どういう子育ての選択をしても、子どもにとっても親にとっても格差が生じないというのが新制度の趣旨です。鎌倉市における全体的なプランに反映していただければと思います。

他に何かありますか。

○松尾委員

先程8月に、市民説明会があるというふうにおっしゃったと思うのですが、保育園等に通っている両親は平日時間がなかなか取れませんので、保育園とかそういう所でも、説明会というのは実施していただけるのでしょうか。

○事務局

今考えておりますのは、市内を5地域に分けまして、昼間と夜と、土曜日ですね、何回か開催させていただくことを考えておりますので、平日ご出席いただけない方は、土曜日ですとか、夜間の説明会に出席していただければというふうに考えております。

○松尾委員

ありがとうございました。

○佐藤委員

先程の説明会の関連ですが、説明会がありますよというお知らせはいつ出るのですか。

○事務局

市民懇談会は8月中を予定してございまして、7月中旬頃からお知らせしたいと思っております。「広報かまくら」は8月号になってしまいますが、チラシですとかそういったものは早めに配布したいと思っております。

○松原会長

親御さんはそれぞれ忙しいですから、早めに知らせていただければと思います。媒体としては、チラシだけじゃなくて、ホームページなどでしょうか。何かいい方法がありますか。

○福田委員

保育園に預けているお母さん、お父さんというのは、基本、共働きだったり、いろんな事情があって忙しかったりすると思います。横浜市の説明会を聞いて思ったのですけれども、やはり手元に資料をもらうのと、もらわないとでは違うと思います。「ホームページに載せましたよ」、「言いましたよ」という形は、毎日のことで手一杯になってしまう保護者にはきついかなと思います。保育園等で直接もらうとか、直接手でもらうという形の方がいいのではないかなと思います。

○松原会長

懇談会の資料をお作りになると思うので、お見えになれなかった方には、幼稚園・保育園等を通じて渡すような、しかもあまりボリュームが多いと読む気がしませんから、要点を絞ったものを用意してほしい。横浜の資料の見開きは何ページでしょうか。4枚ですか。そんな程度のものにして、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、議事次第7番目の「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項と量の見込みについて」事務局から説明をお願いします。

## 次第7 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項と量の見込みについて

### ○事務局

それでは、資料5をご覧ください。

まず始めに、「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項について」ご説明いたします。先ほど少し触れさせていただきましたが、

鎌倉市では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定の準備を進めているところです。その計画について簡単にご説明いたします。

一番上の「計画の概要」部分をご覧ください。

市町村では、国の定める基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定します。

計画期間は平成27年4月～平成32年3月までの5年間となります。

計画の主な記載事項は必須記載事項と任意記載事項がありますが、鎌倉市は全ての項目を計画に記載していきたいと考えています。

少し下に目を移していただいて、「他計画との関係」ですが、新たな計画は、鎌倉市の他の計画、例えば「第3次鎌倉市総合計画」や「鎌倉教育プラン」「子ども・若者育成プラン」などとの連携や調和を保ち策定します。

次におめくりいただいて、住民等の意見の反映についてです。

計画は地域の実情に即した実効性のあるものとするため、地域住民の方などの意見を反映しながら作成します。今年度5回の開催を予定している鎌倉市子ども・子育て会議や、平成25年10～11月にかけて実施したニーズ調査、また平成26年8～9月頃予定している地域別、団体別懇談会、さらに平成26年の秋頃計画の素案がまとまった後実施するパブリックコメントなどを通じて地域住民の方などのご意見を伺います。

このうち、ニーズ調査の位置づけについてですが、市町村子ども・子育て支援事業計画には、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を利用する人の数など「量の見込み」を設定し、この見込みをどのような方法で、いつ確保していくかを記載することとなっています。

「量の見込み」は「現在の利用状況」と「今後の利用希望」を踏まえて設定するとされており、このうちの「今後の利用希望」を把握するため、ニーズ調査を実施したものです。この「量の見込み」については後ほど詳しくご説明いたします。

下に目を移していただき「年度ごとの教育・保育等の提供に係る取組イメージ」をご覧ください。

子ども・子育て支援事業計画では、計画期間における「量の見込み」すなわち、どれくらいの人がある事業を利用するかの見込みと、どのような事業でそれを確保するかという「確保の内容」、それをいつ実施するか「実施時期」を記載します。

表をご覧ください、例えば、①と記載している部分には、平成27年度における1号認定児の量の見込みを設定し、それを②の特定教育・保育施設や③の私学助成の幼稚園で何人ずつ確保するか計画を立て、④で①の量の見込みに対して、あとどれくらいの確保が必要かということに記載します。

これを、地域ごと、年度ごと、またその下の表のとおり、地域子ども子育て支援事業についても、同様に、量の見込みと確保の内容を記載することとなっています。

計画策定についての今後のスケジュールについては、一番下の表のとおりで、8月頃に骨子案を、10月頃に素案をまとめ、3月に策定を終える予定です。計画骨子案をまとめた後に、地域別・団体別の懇談会を、素案をまとめた後にパブリックコメントを行う予定です。

また、きらきら白書の作成に合わせ、きらきらプランの評価も行い、子ども・子育て支援事業計画の作成に反映させていきます。以上が計画策定に関する事項についての説明でございます。

続きまして、量の見込みの算出についてご説明いたします。量の見込み、つまりある事業をどれくらいの人が使いたいかという見込みについては、先ほどご説明した通り、現在の利用状況と、ニーズ調査等にて算出される今後の利用希望を勘案して設定します。各事業の量の見込みについて、算出し、さらに場合によっては適正な数値になるよう補正等を加えていますので、それらについてご説明いたします。

まず始めに、量の見込みについての説明の前に、鎌倉市における今後の人口推計についてご説明いたします。資料6-1をご覧ください。人口推計とは、過去の人口の実績をもとに将来の人口を推計するものでして、今回人口推計を算出するにあたっては、コーホート変化率法というものを用いています。人口推計の考え方については、資料に記載しているとおりとなります。

次に資料6-2をご覧ください。各地域の人口推計についてです。中央より左側には0～5歳の人口推計、右側には6～11歳の人口推計を記載しています。左右それぞれ、一番上の表は全市の推計人口を、以下、その推計人口の5地域別の内訳、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄地域の推計人口を記載しております。平成26年と記載している部分の人数については、平成26年4月1日現在の実数を、平成27年度以降5年間の人数については、推計人口となります。また各表の下に、平成26年と比較した場合の割合を記載しております。

左側の0～5歳児の一番上の表を見ていただきますと、平成26年度と比べて、平成31年度は15%児童数が減少するという見込みになりました。地域別でみると、玉縄地域において一番減少幅が大きく、逆に大船地域において一番減少幅が小さいという見込みになりました。一方、右側の6～11歳児については、0～5歳児と比べると減少幅は小さく、市全体で平成26年度と比べて、平成31年度は2%の減少、地域別でみると、腰越地域や大船地域では増加傾向、その他地域では減少傾向という見込みになりました。

それでは、各事業の量の見込みについての説明に移らせていただきますが、その前に、一点ご報告がございます。新制度における保育の必要性の認定の下限時間につきましては、子ども・子育て支援法施行規則において月48時間以上～64時間以下の範囲で市町村が定める時間とされています。この下限時間の規定には10年の経過措置があり、鎌倉市としては、施行当初は現行通り75時間を下限と設定し、現状の待機児童を0に近づけてから、月64時間等に下限を下げていきたいという旨、昨年度の第3回鎌倉市子ども・子育て会議でご了承を得ておりました。

しかしながら、4月以降、新制度への対応を検討している中で、多様な就労形態を見据え門戸を広げるとい新制度の主旨を踏まえる必要があることや、近隣各市が64時間の設定を

予定していることのバランスを考慮する必要がある点から、鎌倉市でも下限時間については64時間で設定していきたいと考えております。本日お示しする量の見込み案に関しては、保育の下限時間を「月64時間」として設定したものととなります。

それでは、始めに「教育事業の量の見込み」についてご説明いたします。資料7をご覧ください。こちらの表が教育事業、すなわち幼稚園と、認定こども園のうち幼稚園部分の量の見込みとなります。

量の見込みについては、ニーズ調査を基に、国の手引きに従い算出しました。下の表には、量の見込みの算出の仕方を記載していますので、そちらをご覧ください。

教育事業の量の見込みは、教育事業の対象となる児童数に、その児童のうち実際に教育事業を利用したい人の割合を掛け合わせ算出します。このうち教育事業の対象となる児童数については、推計児童数に、今後の就労の意向を踏まえて算出される、教育事業の対象となる人数の割合を掛け合わせ算出します。このような算出方法によって、算出された量の見込みが上の表のとおりとなります。

平成25年度の実績と書いてある行に記載されている児童数は平成25年4月1日現在、鎌倉市の各地域に住所がある3～5歳児の児童数、利用者の部分は、平成25年度の鎌倉市私立幼稚園等就園奨励費補助金の支払い実績に基づいた人数を記載しています。

量の見込みについては、市全体の見込み数をまとめた、一番右側の列の「利用者」の部分でご説明しますと、例えば平成25年度の教育事業利用者は2,684人だったのに対し、平成27年度は2,599人、平成25年度と比較して3%減の97%となる見込みになりました。計画最終年度の31年度には、利用者は2,311人となり、平成25年度と比較すると14%減の86%となる見込みになりました。一つ左の枠、「全市」の「児童数」の部分には推計児童数を記載しておりますが、こちらも同じように減少していることから、児童数の減少に伴い、利用者も減る見込みとなりました。

地域別の量の見込みについては、表のとおりで、平成25年度と比べ、平成31年度において、大船地域では利用者が増える見込みとなったのに対し、その他の地域では減少、特に玉縄地域において、最も利用者が減る見込みとなりました。

続きまして、「保育事業の量の見込み」についてご説明いたします。資料8-1をご覧ください。保育事業を利用されるお子さんについては、0歳児、1・2歳児、3歳以上児の3つの区分で、それぞれの量の見込みを算出します。

まず始めに、量の見込み算出についての考え方をご説明いたします。「1 前提条件(1)」の部分ですが、各地域の量の見込みは、全市の量の見込みを各地域で按分し、算出します。按分方法は、各地域における平成26年4月1日現在保育を必要とする人の割合で按分します。保育を必要とする人とは※印で記載のとおり、平成26年4月1日現在の入所者と不承諾児童の数を足した数となります。この保育を必要とする人の地域ごとの割合によって全市の量の見込みを按分することで、より実態に即した各地域の量の見込みが算出されると判断しました。各地域の割合については、資料8-3に具体的な数値を記載しておりますので後ほどご確認ください。

つづきまして(2)按分の基となる、全市の量の見込みについては、ニーズ調査を基に国の手引きにより算出します。なお0歳児においては、育休取得者をニーズから除く補正を掛

けます。

それでは、按分のもととなる全市の量の見込みについてご説明いたします。資料の2 「各地域の量の見込みの算出方法」をご覧ください。「(1) ア」の部分、全市の量の見込みの算出方法については、保育事業の対象児童数に、その児童のうち、実際に保育事業を利用したい人の割合を掛け合わせ算出します。なお、保育事業の対象児童数は、推計児童数に今後の就労の意向を踏まえて算出される、保育事業の対象となる人の割合を掛け合わせて算出します。ここで算出された全市の量の見込みを、先ほどご説明した割合で按分し、地域ごとの量の見込みを算出します。

「イ 各地域の量の見込みを算出」の枠内の下のほう、(例)と書いてある部分をご覧ください。平成27年度の鎌倉地域の1・2歳児の量の見込みを例にとってご説明いたします。

① 全市における1・2歳児の量の見込みは1,009人です。② 鎌倉地域の1・2歳児の「保育を必要とする人の」割合は25.3%です。③ ①の1,009人に②の25.3%を掛けた255人が鎌倉地域の1・2歳児の量の見込みとなります。各地域の割合等は先ほどもご説明しましたが、資料8-3に詳しい内容をまとめているので、後ほどご確認ください。

続きまして0歳児の量の見込みの算出方法、についてご説明いたします。先ほど、0歳児については補正を掛けるとご説明しました。0歳児の量の見込みについては、国の手引きに従った方向ですと、育休取得者のニーズも含まれる結果となり、現状とはかけ離れた膨大な量の見込みが算出されました。

育休取得者は、その期間は保育事業を利用しないため、量の見込みから除くのが適切であると考え、その考え方について、まとめたものが資料8-1の2ページ目(裏面)となります。0歳児の量の見込みの算出方法は、育休取得者を除いた量の見込みに、育休を取得するが子どもが0歳のうちに職場復帰したい人の量の見込みを足して算出します。

育休取得者を除いた0歳児の量の見込みの考え方については、「イ(ア)」に記載しています。基本的には先ほどと同じように、保育事業の対象児童数に、その対象児童のうち、実際に保育事業を利用したい人の割合を掛け合わせたものとなりますが、先ほどと違うのは、実際に保育事業を利用したい人の割合から、育休取得者の意向を除くということです。これにより育休取得者を除いた0歳児の量の見込みを算出します。

続いて、育休を取得するが子どもが0歳児のうちに職場復帰したい人の量の見込みを算出します。(イ)の部分をご覧ください。こちらは、育休取得者の見込み数に4.8%を掛けて算出します。この4.8%については、ニーズ調査で算出された、育休を取得するが、子どもが0歳のうちに職場に復帰したいため、保育事業の利用希望がある人の割合です。

平成27年度を例として算出してみたいと思います。(イ)の(例)と記載している部分をご覧ください。①の育休取得者を含む0歳児の見込みが457人、②の育休取得者を除いた見込みが241人となります。次に、③の部分、①と②の差216人が育休取得者となります。この216人に4.8%をかけて算出された10人が育休取得者のうち子どもが0歳のうちに職場復帰したい人となります。②の育休取得者を除いた量の見込み241人に③の10人をプラスした251人が0歳児の全市の量の見込みとなります。

このように算出される全市の量の見込みを、先ほどと同じように各地域に按分し、地域ごとの量の見込みを算出します。算出した結果については、資料8-2のとおりです。

一番上には0歳児、その下が1・2歳児、一番下が3歳児以上の3区分についてまとめており、さらに、それぞれの年齢区分で、5地域ごとに算出しています。表の一番右側の列には全市の量の見込みを記載しています。

保育事業については、平成29年度までに待機児童がゼロとなるように計画を立てる必要がありますので、平成29年度の量の見込みの部分を用いて説明させていただきます。一番右の列をご覧ください。0歳児については、平成26年度の利用者数156人と比較して平成29年度は150%の234人となる見込みとなりました。その下の表、1・2歳児については、同じく平成26年度と平成29年度を比較すると117%、その下の表3歳以上児については、同じく平成26年度と平成29年度を比較すると100%となり、0歳～2歳児までの低年齢児についてニーズが増える見込みとなりました。

地域別には0歳児を見ると、平成29年度では平成26年度と比べ、鎌倉地域、腰越地域、玉縄地域では現在の利用者数と比較して150%を超える見込みとなりました。1・2歳児では、こちらも平成26年度と比べ平成29年度において、鎌倉、腰越地域が120%以上となる見込みに、3歳児以上では、腰越地域のみが100%を超える見込みとなりました。

次に、放課後児童健全育成事業の量の見込みについてご説明いたします。

資料9-1をご覧ください。こちらが放課後児童健全育成事業の量の見込みの算出方法をまとめたものです。まず、「1 前提条件」の部分ですが、(1)教育・保育事業とは異なり、こどもみらい課で実施したニーズ調査ではなく昨年度青少年課で実施した市内公立小学校に通う生徒全員を対象に行った調査を用いることとします。

これは、0～5歳児を対象としたニーズ調査で算出される量の見込みよりも、市内の公立小学校に通う生徒を対象として実施したこの調査で算出された量の見込みの方が、より実態に近い量の見込みが算出されると考えられるためです。

次に、(2)量の見込みの算出は、小学校区ごとの見込みを求めるものとします。これは事業の性質上、放課後、児童が施設まで自力で行く必要があるため、各学区内での施設整備が求められるためです。

それでは、量の見込みの算出方法についてご説明いたします。「2 量の見込みの算出方法」の部分をご覧ください。まず、量の見込みを算出する基本的な考え方は、(1)の部分をご覧ください。量の見込みは年度ごとの推計児童数に、現在の利用率と利用意向率を掛け合わせて算出します。現在の利用率とは「小学生のうち、平成26年4月1日現在放課後児童健全育成事業を利用している人の割合」、利用意向率とは「ニーズ調査上の現在の利用者」つまり、現在事業を利用しているとした回答数と、「ニーズ調査上の今後の利用希望者」つまり、今後事業を利用したいと回答した回答数の伸び率となっております。推計児童数、現在の利用率、今後の利用意向率については資料9-3に詳しい数値を記載しておりますので後ほどご確認ください。

各小学校区の量の見込みの算出の仕方については、(2)の部分になります。小学校区ごとの推計児童数については全市で求められる推計児童数を、平成26年4月1日現在のその小学校区の児童数が全体に占める割合で按分し算出します。

資料9-1の下の方をご覧ください。平成27年度の第一小学校区を例にとって量の見込みを算出してみたいと思います。(例)と記載している部分をご覧ください。

①の部分、平成27年度の第一小学校区の推計児童数は923人です。②の部分、平成26年4月1日現在の事業の利用率は12.5%となっています。③の部分、ニーズ調査で算出される利用意向率は142.6%ですので、④の部分、①の923人に②の12.5%と③の142.6%をかけた、165人が平成27年度の第一小学校区の（放課後児童健全育成）事業の量の見込みとなります。

各小学校区の量の見込みについて表にまとめたのが、資料9-2のとおりとなります。一番上が鎌倉地域の小学校区における量の見込み、一つ下が腰越地域、その下が大船地域、右に移って深沢地域、その下が玉縄地域の量の見込みとなります。

放課後児童健全育成事業については、教育・保育事業とは異なり、平成31年度までに確保方策を講じることとなります。平成26年度の利用者数と比較して、平成31年度で150%以上の量の見込みが算出された小学校区については、腰越地域の七里ヶ浜小学校区で197%、腰越小学校区で157%、大船地域の小坂小学校区で170%、今泉小学校区で234%、玉縄小学校区で190%、関谷小学校区で169%となりました。また、深沢地域の深沢小学校区でも147%という量の見込みが算出されました。

次に資料10をご覧ください。地域子ども・子育て支援事業の量の見込みになります。これらの事業についても、量の見込みを算出し、確保方策を講じる必要があります。具体的な事業としては、表に記載してある番号1から8の部分と資料の一番下に記載している9から12の部分のとおり全部で12事業が該当します。

1から8の部分については、ニーズ調査の結果を用いて、国が示す「量の見込みの手引き」に従い見込み数を算出し、9から12の部分については、それらによらず、市町村独自で量の見込みを算出するものとなります。

それでは個別の事業についてご説明いたします。まず1の時間外保育事業についてです。対象は保育事業を利用する児童となります。市内の公立・私立保育園全てで実施しており、平成24年度は1,075人の利用者でしたが、平成27年度以降の量の見込みはそれを下回る数が算出されました。

次に2の子育て短期支援事業（ショートステイ事業）についてです。この事業は児童を養育している保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育をすることが一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業で、平成24年度の利用実績は0だったのに対し、平成27年度は18人日という見込みが算出されました。

次に3の地域子育て支援拠点事業についてです。この事業は乳幼児親子が自由に集える場を設置し、子育ての悩み等に対応するアドバイザーを配置している事業で、主に0～2歳児が対象となる事業です。鎌倉市では市内5地域に子育て支援センターか、つどいの広場を設置しており、平成24年度実績は年間18,393人回、これは延べ人数のことになります、のところ、平成27年度は73,020人回という見込みが算出されました。

次に4の病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のうち病児・緊急対応強化事業についてです。

鎌倉市では病気回復期の乳幼児を一時的に預かる病後児保育事業を市内1箇所で開催しており、平成24年度の実績は150人日であったのに対し、平成27年度は8,641人という見込みが算出されました。

次に5は幼稚園における在園児を対象とした一時預かりのうち1号認定児、すなわち教育のみを必要とするお子さんによる利用、6は同じく幼稚園における在園児を対象とした一時預かりのうち2号認定児、すなわち保育を必要とするお子さんによる利用になります。

この事業は、幼稚園終了後、幼稚園が園児を延長して預かる事業で、鎌倉市にある全私立幼稚園23園のうち21園が実施しています。

5と6の違いは、5は1号認定児、すなわち教育のみを必要とするお子さん、6は2号認定児、すなわち保育を必要とするお子さんのうち、保育園ではなくあえて幼稚園や認定こども園の教育施設に通いたい意向が高いお子さんが対象となります。

利用実績については、これまで市では把握していませんでしたが、過日、全幼稚園に照会させていただき、平成24年度の実績は5と6で合わせて27,590人日これは、延べ利用人数のことです、ということがわかりました。これに対して量の見込みは、平成27年度でみると5では31,308人日、6では65,461人日という見込みになりました。

次に7のその他の一時預かりです。これは幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外の部分となります。平成24年度の保育所の一時預かりとファミリー・サポート・センターの実績の合計、7,843人回に対し、平成27年度は59,176人回という見込みが算出されました。

次に8のファミリー・サポート・センターの就学児の利用についてです。平成24年度は715人回でしたが、平成27年度は4,804人回という見込みが算出されました。

ご説明しましたとおり、多くの事業で量の見込みが過大に算出されたため、これらについて適切な見込み数となるよう量の見込みに補正をかけたいと考えております。補正方法については、本日お配りしました資料10-2をご覧ください。また、資料10-2の補正方法により算出し直した量の見込みについては、こちらもお配りしました資料10-3のとおりとなりますので、資料10-3も合わせてご覧ください。

まず、1の時間外保育事業についてですが、量の見込みが平成24年度の実績値より少なく算出されましたが、これについて、過去3年間の実績を確認すると、利用率は、平成23年度で50.68%、平成24年度で52.44%、平成25年度で51.22%と横ばいのため、今後も同程度の利用が見込まれると考えられます。

このため、この過去3年間の利用率の平均、51.44%を推計保育必要人数にかけて、量の見込みを増やす補正をかけ、量の見込みを算出しました。

つぎに、2の子育て短期事業については、特に補正は行いません。

3の地域子育て支援拠点事業については、国の手引きでは対象を、「全ての」0~2歳児としていますが、保育所に通うお子さんは日常的に保育所を利用するため、この事業の利用はないと判断し、そのニーズを除き算出しました。さらに、鎌倉市内の施設を利用したい人のみ考慮し、量の見込みを算出しました。算出結果は、資料10-3のとおりで、一番右側の列に児童一人当たり年間利用回数を記載していますが、平成24年度の実績一人当たり4.9回の利用が、一人当たり12.4回の見込みとなりました。

4の病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のうち病児・緊急対応強化事業については、国の手引きでは、利用意向日数や発生頻度について「できれば利用したい」と回答した人のニーズまで入れて算出するようになっていますが、「できれば」と回答した人の

ニーズは除き、「実際に病児・病後児保育やファミリー・サポート・センターを利用した」「子どもだけで留守番をさせた」と回答した人のニーズのみで量の見込みを算出しました。その結果、資料10の平成27年度の量の見込み8,641人日から、資料10-3の平成27年度の量の見込み641人日のおり、見込みは減少しましたが、平成24年度の実績と比較すると427%と事業ニーズが高い結果となりました。

5の幼稚園における在園児を対象とした一時預かりのうち1号認定児による利用については、週1回程度の利用が妥当と判断し、年間52日以上利用したいとの回答は除き、さらに、日常的に見てもらえる親族がいる場合は、ニーズから除きました。

6の幼稚園における在園児を対象とした一時預かりのうち2号認定児による利用については、資料10の国の手引きに従って算出した量の見込みでは、表の一番右側のおり、児童一人当たり年間利用日数が、235日以上と算出されました。しかしながら、現状から鑑みて、幼稚園に通う2号認定児はパートタイム就労が多いと判断し、ニーズ調査の結果から、現在幼稚園に通っていてパートタイムで就労している人の平均日数は週3.04日のため、これを年間に換算し直した146日を児童一人当たり年間利用日数とし、これに推計児童数をかけて量の見込みを算出しました。

これにより、5と6の幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業を合計すると、平成24年度実績の27,590人日に対し、平成27年度の量の見込みは5、6合わせて56,034人日となり約2倍の見込みとなりました。

7の一時預かりのうち幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外については、国の手引きに記載している代替案、対象者を0～2歳児とする方法を採用し、また、保育所に通っている人のニーズは除いて、さらに、週1回程度の利用が妥当と判断し、年間52日以上の利用希望があった場合は、ニーズから除き量の見込みを算出しました。

当初0～5歳児を対象としたものを、国の代替案に従い、0～2歳に変更したため、補正前と補正後では、対象児童数が異なりますが、児童一人あたりの年間利用回数は、平成24年度実績の2.19日から、4.5日と約2倍のニーズが算出されました。

8のファミリー・サポート・センターの就学児の利用については、実績を確認すると、平成23年度は児童一人当たりの利用回数が0.07回、平成24年度は0.08回、平成25年度は0.09回となりました。このため、この結果を考慮し、今後も同じ伸び率で利用が増えると判断し、量の見込みを算出しました。

この他に、資料の下の方に9から12の番号を振っている事業についても、量の見込みを算出しますが、こちらは各市町村が独自で量の見込みを算出する事業となります。

9の利用者支援事業については、子ども及びその保護者が、教育・保育事業やその他の事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行う事業ですが、今後1か所の設置を見込みます。

10の乳児家庭全戸訪問事業については、家庭訪問によって、育児の不安解消を図る事業ですが、これまでの訪問率99.4%を推計0歳児全数にかけて量の見込みを算出します。

11の養育支援訪問事業については、児童の養育について支援が必要である家庭に訪問による支援を実施するものですが、過去3年間で最も高い訪問率を各年度の推計児童数にかけて量の見込みを算出します。

12の妊婦健診については、母子手帳配布数を出生数で割った割合を、各年度の推計0歳児全数にかけて量の見込みを算出します。

なお、この資料に記載している地域子ども・子育て支援事業については、基本的に5地域には分けず、算出した量の見込みを確保する計画をたてていきたいと考えております。

今後は、先ほどご説明した、教育・保育事業、放課後児童健全育成事業と合わせ、量の見込みに対してどのような事業で確保していくかという確保方策を講じていくこととなります。

この確保方策については、6月6日に県よりスケジュールが示され、7月中旬までに県へ1回目の報告をすることとなりました。

次回の会議は7月末を予定しており、量の見込みをお諮りする場が設定できないため、県への報告内容はメール等でご報告させていただくとともに、その後7月末の会議で正式にご報告させていただき、ご意見等をいただきたいと考えております。

量の見込み及び確保方策につきましては、最終的には秋頃までに数を確定させたいと考えております。

以上で説明を終わります。

#### ○松原会長

量の見込みについて、非常にボリュームのある説明でした。

まず、保育の下限時間について、

前回は、現在の75時間と同じ設定にしたいとの説明がありましたが、新制度の趣旨や、他市の状況等を勘案して64時間に設定したいとの説明がありました。

次に、量の見込みについて補正の考え方などの説明、今日はここが中心になります。

最後に、確保方策について、7月中旬の県への報告内容を、7月末の次回の会議で報告を受け、内容を審議するという説明がありました。

下限時間について反対の意見はございますか。ないようですね

それでは他にご意見・質問等がありますか。量の見込みについて過大に見込みすぎている、もしくは過小に見込みすぎているなどがありましたら伺いたいと思います。

#### ○佐藤委員

数字と離れるのですが、利用者支援事業というのがよくわからなかったので、もう一度お伺いしたいなと思います。

#### ○事務局

横浜市さんの方で保育コンシェルジュというものがあるかと思うのですが、保育制度をなかなか使えないお子さんをマッチングしていくような事業がよく知られていると思います。その他ですね、一時預かりですとか放課後児童クラブとかその他いろいろな子育て支援事業等の円滑な利用ということで、身近な場所に相談ができる場所を設置するものです。横浜市さんですと各行政区ごとに設置をしているという状況ですが、鎌倉市においてはまず1か所ということで本庁になると思いますが、設定をしていく予定です。様々な子ども子育てに関する需要を事業に円滑に結び付けていくというのが利用者支援事業というものです。

#### ○佐藤委員

ありがとうございました。

○事務局

追加をさせていただいてよろしいでしょうか。

本日資料4-2というものをつけさせていただいておまして、事業の内容ですとか、用語の解説をした資料をつけさせていただいておりますので、そちらにも利用者支援事業を記載させていただいておりますので、こちらも参考にさせていただけたらと思います。

○福田委員

この膨大な数字について、会長がおっしゃるような意見は出しづらいのが正直なところです。今、量の見込みについてどう考えるかということをお願いしていらっしゃったのですが、先ずはこの膨大な数を計算されて出された事務局の方で、一番ポイントとっていらっしゃるところとか、問題点だとかありましたら、教えていただきたいです。

○松原会長

例えば私が思うのはファミリー・サポート・センターとか、病後児保育とかについては使い勝手が悪くない事業なので潜在的なニーズは高いと思います。ですので少し見込みが甘いのかなと思っています。

もう一ついうと、これは鎌倉市の問題だけじゃないのですが、育休がきちっと取れるか取れないかというのも一つの課題ですね。それと同時に、1歳児のところできちっと保育の場が提供されていないと、先に席の予約という感覚が親にありますから、0歳児のニーズが増えてきます。それから、全員が3月末にお子さんを生むわけではないので、特に7月・8月・9月生まれなどの、年度途中入所がどの程度できるか、ここでもずいぶん違ってくる。

そういう所を、量の見込みに少し勘案していかなければいけないと思いますので、今回の算出でお終いというわけではなく、実績に応じて見直していくべきだと私は考えておりますが。事務局として今ここを喫緊の課題だと思ってるポイントがありますか。

○事務局

会長がおっしゃるように、あくまでこれはニーズ調査をもとにした量の見込みですので、実数は今後ずれる可能性があります。おっしゃるように事業がより利用しやすくなればニーズがもっと増えていくということも考えられると思います。

保育の量の見込みにつきましては、0歳児が一番量の見込みが多く算出されておまして、0、1、2歳の低年齢児のお子さんのニーズが増えているという点と3歳児以上のお子さんにつきましては、長い目で見ますと減少傾向に転じている点が大きくポイントになってくるかと思っています。

一方、幼稚園の方につきましては、減少がずっと続いていくというような量の見込みが算出されています。

あと学童保育の部分では、どこの地域でも高いニーズが算出されておまして、推計人口のほうも6歳児以上のお子さんはまだ減少傾向には転じておりませんので、ここの部分をどうやって確保していくかというのが大きな課題になってくるかと思っています。

○福田委員

0、1、2歳児のニーズが高いのはずっと前からの話だろうなあと聞いて聞きました。以上です。

○佐藤委員

幼稚園のことですが、一時預かり事業について、現在合計が2万7千くらいということですが、見込みとしては5万近くになると思います。

幼稚園の経営の内容までは私知らないのですが、一時預かりを行っていくには人材の確保や人件費がかかってくると思います。今の倍の人数をカバーするために、財源の確保とか、そういったことをしっかりお願いしたいなと思います。

○松原会長

これはこれから鎌倉市が考えていく確保方策の大切な部分の一つだと思います。特に人材の確保というのをきちんとしないと施設は整備したけど人がいません、ということになってしまいます。特に保育士が不足しているのですが、どう確保するかというのが課題かと思われます。

○富田委員

資料10-3の量の見込みの幼稚園の預かり保育ですが、月平均して、何日、一日当たり何時間ぐらい預かり保育をしているか、そういう調査はしなかったのですか。

○事務局

今回幼稚園の方にお伺いさせていただいたのは、延べ人数が何人いらっしゃいますかということで調査をさせていただきました。時間は調査をしておりません。

○富田委員

幼稚園は預かり保育が終了するのは何時ですか。

○事務局

幼稚園によっても色々ですが、長い幼稚園ですと19時くらいまで行っている幼稚園さんもございます。

○富田委員

とすれば預かり保育の時間を調査する必要があると思います。次に機会があったら調査をしてみたい。

○事務局

はい。

○佐藤委員

会長がおっしゃったみたいに、人材の確保についてどう考えられているのかというのは、以前から疑問に思っています。県で仕事のマッチングなどのシステムができると以前聞いていたのですが、それは県がなされていることであって、鎌倉市の人材確保はどういうふう

うになるのでしょうか。

#### ○事務局

人材の確保につきまして、これから保育所も新設するという事で、不足しているということを知っておりまして、どの様に対応していくかということは非常に課題になっている所でございます。そのようななかで、今ご紹介がございました神奈川県の方での保育士保育所支援センターが開設されておりまして、そちらへの登録をしています。また、就職相談会ということで、潜在保育士のための就職相談会にブースを出したりですとか、あと、養成校の方にも積極的にお声かけをさせていただいたりしております。民間・公立問わず、今後も確保のために積極的に対応していきたいと考えております。

ですがなかなか確保はできないというのが現状で、特に横浜市が保育所数を急増したなかで、賃金を上げて対応し、確保しているように話も聞いております。難しいことはいろいろあるとは思いますが、できる限りの対応は我々もしていきたいと考えております。

#### ○新保副会長

ひとつ伺いさせていただきたいと思います。

鎌倉市として5年後の姿をどう描いているかということですが、ざっと数字を見ますと、幼稚園については現状と比べて5年後に370人余りの人の枠が余剰になるということ、それから、保育所については0、1、2歳児が不足をし、3歳以上児が余剰になるということ。全体としてみると、保育ニーズに対する供給不足の状態が発生するということが予想されます。

全体像を見たときに、5年間の間に幼稚園の一部に認定こども園に意識的になっていただいて、余剰部分がある部分が保育ニーズにも対応できる形に移行する予定があるのかどうか、それに向けて鎌倉市として何らかの方策を積極的に打とうとするお気持ちがあるかどうか、その辺りについて、これからお考えいただくだらうというふうに思います。

数字を見る限りはたくさんの保育所を作りださなければいけないという状態ではないかと思えます。どちらかという、認定こども園への移行を積極的に進めるということを示しているのではないかと感じます。

そのうえで、そもそも、認定こども園のニーズがどのくらいあるのかということは、今回の数字ではよく分からないと思います。先ほど一時預かり保育などについてのお話があったりしました。幼稚園の利用者のなかで、放課後の時間をみていただきたいというニーズもあるのだろうと思います。このニーズと認定こども園のニーズがどう関係しているのか、資料の幼稚園の一時預かりの数字からではまだよく分からないので、もう少し調べてみる必要があるかと思えます。

5年間の計画を立てるということであるならば、5年後に向けて認定こども園がどのくらい増えているのかということを探って対応していくということがデータを見る限りでは筋ではないかという気がいたします。

もう一つ、5年間どう対応するのかということを探っては、地域型保育事業について、今回、あまりデータとしては示されていないと思いますが、地域型保育事業の中に、最初の方に議論がありましたけども、自主保育のところをどのように扱っていくのか。鎌倉の独自の社

会的な資源としてものがどうやらおありのようですから、その辺りをどのように活用していくのか、小規模保育とか家庭的保育への移行などについてお考えがおありのようでしたので、地域型保育事業との関係で、その辺りのニーズと需要量、供給量をどう考えるのかということをご検討いただければありがたいと思います。以上、意見でございます。

#### ○松原会長

具体的な確保方策に関わってくるところなので、ご意見として受けとめていただきますが、量のことに関するコメントも出ました。今日の時点で事務局から何かコメントがなければ、ご意見として受け止めていただくということで。

日程の確認ですが、具体的な確保方策については、鎌倉市の方で考えていただき我々の方に連絡していただいて、正式には来月下旬の会議という、そういうスケジュールを進めていくということもご了解いただきつつ、今日の時点では、ご意見として、こういう部分を確保方策のなかに盛り込んでほしいということをご希望しておきたいので、もしおありになれば、ご発言いただきたいと思います。

#### ○富田委員

今の表の数字を見た限りにおいては、近い将来、1・2歳の入所が困難になる。その代り、3歳以上児に空きが出てくる心配もある。その関係で、この5年の計画を練る段階で、低年齢児の枠を広げる、そういう方式を抜本的に考えないと、年度途中からの転入者等が全く入れない状況がおきる気がします。今でも1・2歳児が一番入りにくい状態ですから、その辺のところも頭において、策を練っていただきたいと思います。

#### ○松原会長

どうしてもこういうニーズ調査では量の確保だけに目が行きがちですが、質的な対策も大事です。先ほど人材の話も出ましたが、研修も含め、それから、待遇のこともそうでしょうけども、質的な確保・向上ということも是非確保策のなかに入れていただきたいと思います。

それでは次に、次第8「条例の制定について」、事務局から説明をお願いします。

### 次第8 条例の制定について

#### ○事務局

お手元の資料13、「条例案に係るパブリックコメントについて」をご覧ください。

早ければ、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」の本格的な実施が予定されており、これを運用していくために、市町村は、条例による基準の制定をすることとされています。ついては、その策定作業の一環として、基準案の考え方を説明し、意見を募集しようとするものです。

今回、意見募集を行う基準は、1の(1)の部分になりますが、地域型保育事業として創設される、家庭的保育や小規模保育、居宅訪問型保育などについて、国が定める設備及び運営に関する基準の方針に基づく鎌倉市の基準としまして、「家庭的保育事業等の地域型保育事業の設備及び運営に関する基準」

また、(2)の部分になりますが、保育所や幼稚園などの施設や地域型保育事業を行う事業

者が、給付金の支給対象者となるために市町村が行う確認について、国が定める確認に関する運営基準の方針に基づく鎌倉市の基準として「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」、

次に（３）の部分になりますが、幼稚園や保育所の利用に際し、保護者が給付費の給付を受けるために必要な支給認定について、国が定める認定基準の方針に基づく鎌倉市の基準として「教育・保育給付の支給認定に関する基準」、

最後に（４）の部分になりますが、放課後児童健全育成事業（学童保育）の設備や運営について、国が定める設備及び運営基準の方針に基づく鎌倉市の基準として「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」という４つの基準に対し意見を募集します。

具体的な募集内容としましては、２枚目以降の冊子のとおりとなります。これまでもお伝えしてまいりました国が示しております基準等につきまして、市の実情に合わせて、勘案しました結果、いずれも国の基準のとおり定めるものと考え方を示し、意見を頂戴するものです。

「２ 募集期間、３ 提出方法及び提出先」の部分ですが、募集期間につきましては、本日の会議以降、準備を進めまして、平成26年6月下旬から7月下旬までの約１ヵ月間とし、郵便、FAX、電子メール、もしくは直接お持ちいただくことにより、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については青少年課へ、それ以外は保育課に提出していただくものとします。

おめくりいただいて、「４ 意見を提出できる人、５ 周知の方法」の部分ですが、意見募集にあたりましては、市内に住所を有する方、対象者を市内の事務所又は事業所に勤務する方及び市内に事務所又は事業所を有する方、市内の学校に在学する方、市に対し納税義務を有する方、意見公募手続きに関する事案に利害関係を有すると認められる方とし、別添の冊子を案内として、市役所ロビー、各支所、こどもみらい課、保育課及び青少年課窓口で配布しますとともに、ホームページ、広報かまくら（平成26年7月1日号）に掲載し、あわせて、幼稚園、保育園、子ども関連施設へ案内を送付するものとします。

また、今後の条例にかかるスケジュールとしましては、パブリックコメントにより、ご意見を頂戴した後、それぞれの基準に関する条例につきまして、9月の鎌倉市議会で提案し、議決を得るものとします。保育課、青少年課におきましても、この基準に基づき、関連条例等の整備を合わせて図るものと考えております。

以上で説明を終わります。

#### ○松原会長

9月議会での条例制定を目指して、事務手続きを進めており、そのひとつとしてパブリックコメントを行うことについて説明がありました。この基準については従うべき基準が多く、参酌できるような部分が少なく自治体の裁量が少ないのですが、何かご意見等がありますか。

#### ○福田委員

子育て支援新制度に関して、市民に対する説明会は8月というふうにおっしゃっていたのですが、それを聞いたうえで意見をしたい方もいると思います。時期がおかしくないかなと思うのですが、いかがですか。

## ○事務局

今回こちらの方、4つの基準をパブリックコメントに諮るということでお伝えしたのですが、4つの基準は、いずれも事業を実施するにあたっては、スタンダードなルールとして各市で定めるものとされています。国の方針では6月議会、現在6月議会開会中でございますが、この6月議会で諮ってほしいというのが国の考え方でした。ただ、実際には国のほうでの検討が遅れておりまして、現在各市とも遅くとも9月の議会で諮ってほしいというのが国からの考え方として示されておりまして、9月の議会に諮るためには、8月の初めにはもうすでに条文として固めておかないと議会への提出・提案が困難になるということで、申し訳ないのですが、こちらの方はなるべく多くの方の目に触れる形で配布させていただいて、パブリックコメントを実施したいと思っております。また、説明会にあたりまして、実際に市民の方から頂戴しました意見につきましては、今後計画の策定や実際の子ども・子育て支援の事務を実施するにあたりまして、参考とさせていただきたいと考えております。

## ○松原会長

福田委員のご意見は、これから我々が立てていく計画について、条例のところが一定の縛りをかけてしまうのではないかと、それについて意見が言えないのはどうなのだろうというご質問でした。これは先程私が確認しましたように、自治体でいじれない部分の国基準を条例で定める部分が多くなっています。その部分を除けば、市が作る「子ども・子育て支援事業計画」についての影響は部分的であるという理解をしています。また計画自体については晩秋に計画のパブリックコメントが予定されています。

それでは、その他ご意見がありましたら。

## ○福田委員

いくつか伺いたいのですが。

一つは先週6月10日に「新制度説明会」が横浜のほうでありましたが、今週辺りから各園の平成27年4月からの意向調査をするというふうに聞いております。鎌倉市では、どのような形で、いつから、やっていくのか伺っておきたいのが一つです。

あと、地域型保育事業について、保育従事者研修というのが示されているのですが、その内容について、市で行っていくというふうに聞いていますので、市はどのようにしていくのかということをごこれから説明していく必要があるのではないのでしょうか。

あとは、子ども一人当たりに必要な面積についてなんですが、無認可保育施設では0・1・2歳の子どもを預かっておりまして、一人あたり1.65㎡を確保して事業をやっております。この部分についてこれから小規模保育事業になっていくときに縛りが出てきます。今国から示されているのが、0・1歳児は3.3㎡、倍近くになっていくこと、それから2歳児は1.98㎡と示されているかと思っております。

これに関しては、一つは私の保育所はとても小さいので、基準が3.3㎡や1.98㎡になることで、子どもの受け入れられる人数が減ってしまいます。これはすごく大きなところなんです。量の見込みの話のところでもありましたけれども、0・1・2歳がはみ出してしまうという

ことであれば、小さな受け皿としてしっかりと存在しておきたい保育所としては、面積の基準についてもう一度考えていただきたいと思います。

それと、学童の連絡協議会のほうも私は所属してしまして、この間会議に出たときに、学童の子どもの一人当たり必要な面積が1.65㎡、現行の無認可保育施設の0・1・2と全く同じです。これについては狭いという声がいっぱい保護者から上がっていました。この面積基準に関してはどうしても気になることが多いので、ここで意見を出させていただきました。

以上です。

## ○事務局

最初の方のご質問、県の説明会で意向調査のお話が出たという部分ですが、これは国が都道府県を対象に今回の制度について説明会を開催したのを受け、神奈川県が県域の保育所・幼稚園、それから、認可外保育施設を対象に3日間にわたって説明会を開催したものです。

そのなかで、国の方からは幼稚園が新制度に移行するかしないのか今の段階でのお考えをお聞かせさせていただきたいという趣旨で意向調査の調査票案が示されまして、各施設に対して今週の初めに幼稚園・保育園に対しての調査票が、県と市町村連名でお送りできるというお話であったかと思えます。それと併せて、認可外保育施設に対しても、実施にあたっては市町村がどう考えるかという部分もあるのですけれども、県として書式を示して実施していきたいということで話があったかと思えます。現在の状況としては、幼稚園と保育所に関しての調査票がまだ県の方でまとまっておらず、今週中に市町村宛に正式な依頼があって、それで施設への調査ができるという形になると思われれます。それから、認可外保育施設の部分につきましては、まだ、調査票のひな形そのものが県の方から示されておりませんので、それが示され次第、市町村が修正をして、また県から正式な依頼があってということで、皆様の方をお願いするかたちになると思えます。時期につきましては県との作業の流れがありますので、今しばらくお待ちいただくような形になるかと思われれます。

調査に関して補足をさせていただきますけれども、基本的には今ご説明したように、調査票がまだ来ていないという状況でございますので、到着次第、こちらの方で配布をさせていただきます。認可外保育所につきましても調査を実施するというご了解いただければというふうに思います。

それと、ご質問の保育従事者研修のお話ですが、基本的には保育の質の確保の観点から一定の研修が求められているということになります。その実施主体は市町村となりますが、現行制度においては、家庭的保育事業に対して家庭的保育者または補助者に対する研修を、鎌倉市においても、実施をしております。そのなかで、基礎研修という部分で座学が21時間、それと実習が2日以上ということで対応するというようになっておりまして、新制度における小規模事業の保育従事者に関しても、その基礎研修が充てられているというような形になるかと思えます。

ただ家庭的保育事業より小規模保育事業の方が集団が大きいという部分もありますので、実習内容を充実していく必要があると考えております。その実習のなかで、様々な場面での対応を学んでいただき、実際の保育に生かしていただきたいというふうには考えております。ただ、今のところ、どの様な形にするかというのが、まだ詳細が詰まっていないという状況

ですので、早急に検討させていただいて、またお話をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

それと面積のお話がありました。現状の認可外保育施設、私設保育施設というものですが、こちらの面積については乳幼児一人当たり1.65㎡、それと認定保育施設という位置づけでは1.98㎡ということで現行制度は定められております。そのようななか、新制度においては0・1歳児について乳児室またはほふく室という形において一人当たり3.3㎡が定められています。これは、認可保育所でも今現在ほふく室について3.3㎡という最低基準が定められています。保育を開始した時点、基本的にはほふく、ハイハイをするという状態になりますと、面積が広く必要だという点で面積の余裕を持つという考え方があると思われま。基本的には国の方で参酌の基準ということで3.3㎡ということが定められております。いまのところ、鎌倉市においては、ほふくを開始した時点でほふくに必要な面積の余裕がないことで保育の遅れとか、子どもの安全性確保に支障を生じるという可能性があることから、国の基準のとおりと考えております。

ただ、今ご意見もいただきましたので、また現状を確認させていただきながら、また、お話をさせていただきたいと思っておりますが、現状ではパブリックコメントにあたって基準の3.3㎡、国の基準通りという対応をさせていただいております。

以上です。

#### ○福田委員

3.3㎡は、ほふくする赤ちゃんだったり、ハイハイするお子さんだったり、理由はよく分かります。ただ広ければ安全なのかという点と、その半分で設定されている届出保育施設の1.65㎡は一体何なのでしょうという話にもなってしまうと思うので、どうしても、納得することができませんでした。それと、この1.65㎡について学童に関しては、いかがでしょう。

#### ○青少年課

学童の連絡協議会のほうでお話しさせていただいたように、今の学童の各施設の面積については、平成19年国からのガイドラインでおおむね1.65㎡という旨が示されております。そういった中で、各施設の面積から一人当たり1.65㎡というものを勘案して、あとは来所率つまり、各施設で登録の方が平均してどのくらいお見えになるかというようなことも含めて、受け入れをさせていただいているという状況です。そういう中で、今現在、何施設かで待機しているお子様も出てきているという状況の中で、今回新制度の中では1.65㎡というのが国の基準の方で示されておりますので、市としましては、最低限、この1.65㎡というのは確保する中で、計画を検討していきたいと考えております。

#### ○松原会長

このあたりの部分については、今後確保方策にもかかわってくると思います。

それでは次第6の「その他」がありましたら事務局からお願いします。

## 次第9 その他

### ○事務局

2点ございます。

1点目は、今回新たに委員になられた皆様には、委員報酬の口座振込依頼書をお席に配布させていただいております。ご記入の上、添付の返信用封筒にて、24日までにご投函の程よろしくお願いいたします。

2点目は今後のスケジュールについてです。資料12をご覧ください。

今後9月までの間に、計画骨子案及び素案の作成、きらきらプランの評価やきらきら白書の作成、また、条例制定について事務を進めて参ります。その後、平成27年3月の計画策定に向けて事務を進めます。資料の一番右側には、鎌倉市子ども・子育て会議の予定を記載していますが、今年度は5回の会議を予定しており、現在、2回目の会議は7月30日、3回目は8月26日、4回目は11月頃、5回目は3月頃を予定しておりますので、ご出席の程、よろしくお願いいたします。

なお、本日、平成26年度第1回目の会議ということで、新たに委員になられた方もいらっしゃると思いますので、改めて皆様にご意見をお伺いしますが、昨年度は委員の皆様にご了解いただき、全て平日の日中に会議を開催していました。しかし、平日の夜間や、土日の開催の方が都合がよい、などのご意見がございましたら、開催日時等について検討させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

### ○松原会長

事務局から今後のスケジュールや開催日時について、説明がありましたが、いかがでしょうか。夜間等だと子どもの預け先という点で難しいというのが昨年のご意見でした。何かご質問やご意見はございますか。〈意見等なし〉

ないようなので、今後も平日の午前中ということで進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日予定いたしましたすべての議事が終了いたしました。長時間にわたりありがとうございました。